

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	西村 直樹
登録番号又は法人番号	0 8 2 1 1 3 6 4
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	行政書士にしむら労法務事務所
事務所所在地	三重県津市東丸之内 1 3 番 1 8 号
処分年月日	令和 4 年 1 1 月 8 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業をするまでの間の会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	西村 直樹会員は、他県の行政書士の名誉を棄損する内容を SNS（フェイスブック）上に投稿したことにより、名誉棄損の罪で起訴され、罰金刑が確定したことに加え、度重なる三重県行政書士会事務局への電話での威圧行為を行った。このことは、行政書士法第 1 0 条に違反する。よって、三重県行政書士会会則第 4 6 条第 1 項第 2 号の処分事由に該当。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 0 条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 三重県行政書士会会則第 4 6 条第 1 項第 2 号 本会会員たるにふさわしくない重大な非行があったとき